

<議題 2>

2022年7月28日～29日
第91回定期全国大会

全国組織検討委員会答申

はじめに

第90回定期全国大会の決定に基づき、全国組織検討委員会を設置し、中長期を見据えた組織の課題や財政のあり方について認識の統一をはかりながら、検討を行ってきた。いうまでもなく検討のすべての基本となるのは組織人員であるが、すでに現職と再雇用者の比率は逆転しており、さらに今年度においても、定年等により退職した組合員は700名を超えている。国労組織の年齢構成上からも今後さらに再雇用組合員の比率が増え、現職組合員の急激な減少は避けられない現状にある。全国組織検討委員会は、組織を取り巻くこうした厳しい状況を見据えながら、本部から提起された「国労の課題と方向性—今後5年を見据えた組織ならびに運動展開」に基づき、抜本的な対策を講じるため、真摯な議論を重ねてきた。その結果、今年度において結論を得た事項と引き続き検討する事項等の整理をはかり、次のように答申を行うものとする。

I. 経 過

(1) 全国組織検討委員会の設置と委員の構成について

2021年11月11日、以下の構成による組織検討委員会を設置した。

委員長	岩元 孝信 (本部書記長)
委員	木村 忠義 (本部執行副委員長)
〃	宮崎 浩則 (本部総務財政部長)
〃	菊地 宏之 (北海道本部書記長)
〃	伊藤 隆夫 (東日本本部委員長)
〃	菊池 要悦 (盛岡地方本部書記長)
〃	田中 克幸 (東京地方本部書記長)
〃	渡邊 和久 (東海本部書記長)
〃	大北 真也 (西日本本部書記長)
〃	大江 康昭 (四国本部書記長)
〃	西山 泰三 (九州本部書記長)

(2) 全国組織検討委員会に附託された案件

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

(3) 委員会の開催日

① 全国組織検討委員会

第01回	2021年11月11日
第02回	〃 12月03日
第03回	2022年01月14日
第04回	〃 02月02日
第05回	〃 03月06日
第06回	〃 03月29日
第07回	〃 04月18日
第08回	〃 05月17日
第09回	〃 06月15日
第10回	〃 07月22日

② 本部組織検討委員会

第01回	2021年11月26日
第02回	2022年01月27日
第03回	〃 02月24日
第04回	〃 03月23日
第05回	〃 04月14日
第06回	〃 05月10日
第07回	〃 06月10日
第08回	〃 07月14日

II. 結論を得た事項

1. 本部枠の専従配置について

- (1) 本部枠専従定数を現行通り5名とし、2022年度は本部2名、東日本本部3名の配置とする。
- (2) 現職と再雇用組合員数の推移を見極めつつ、今後の組合費収入を想定した観点から、エリア本部単位に組合員1,000名につき1名とする現行の専従配置基準ならびに専従役員定数について更に検討を行う。
- (3) 非専従役員については現行通り、年齢制限は設けないものとするが、組織を取り巻く現状から、2022年度においては60歳に到達した者についての

本部専従は認めない。但し、この取り扱いについては組織を取り巻く現状を見極めながら、引き続き検討を行う。

2. 書記の定数と配置について

本部雇用書記の配置基準については、現行の組合員 650 名につき 1 名の配置とする配置基準を改め、1,000 名につき 1 名とする専従配置基準に準ずる扱いを検討する。尚、今後とも新規採用は行わず、現在配置されている本部準雇用ならびにシニア書記の退職に伴う欠員補充に関しては、配置転換ならびに兼務などで対処し、アルバイト雇用等も検討する。

3. 規約・規則等の一部改正について

- (1) 第 91 回定期全国大会において、第 90 回定期全国大会で決定した代議員ならびに中央委員の選出・選挙区の単位を、現行の地方本部每からエリア本部毎に変更する規約および規則の一部改正を行い、速やかに制度改正を実施する。
- (2) 代議員・中央委員の選出基準に係わる規約の一部改正に伴い、今後はエリア本部を単位とする代議員の選出比率を基本に規約第 7 条の解釈による地方本部の設置箇所を具体的に再検討する。但し、地方本部の統合・再編についてはその役割と機能を見極めながら、会社（支社）対応や外郭団体および共闘関係などを勘案する。併せて、組織人員の大幅な減少が避けられないことから、特に財政的見地から設置のあり方を検討する。

4. 全国協議会等のあり方について

- (1) 全国協議会（清算事業団・貨物・自動車・ソフトバンク）については組織のあり方を含めて引き続き検討を行う。
- (2) 青年・女性部および家族会のあり方
今後の青年・女性組織のあり方については、当該組合員との意思疎通をはかりながら引き続き検討を進め、「青年・女性対策委員会」等の設置やこれに伴う規則等の制定など過渡的措置について具体的検討を行う。また、国労家族会全国連合会が解散することから、今後はエリア・地方本部と当該組織との連携のあり方について検討を行う。

5. 組織のあり方について

国労組織のあり方については、組織内でさまざまな意見があることを踏まえながら引き続き慎重に議論を進める。但し、今後は組織人員の急速な減少が避けられないことから、早急に現状に見合った具体的な国労組織のあり方を示すものとする。

6. 組合費について

- (1) J R 現職者の組合費ならびに平均組合費 7,800 円については現行通りとする。
- (2) J R グループ会社社員の組合費について
J R グループ会社正社員の組合費について、現行通り基本給×15/1000 とする。尚、最高限度額は 3,600 円、最低組合費については 2,300 円、平均組

合費については 3,000 円とする。また、J R グループ会社非正規社員の組合費についても、現行通り 2,300 円とする。

(3) 再雇用者の組合費について

再雇用者の組合費について、現行通り基本給×18/1,000 とする。最高限度額は 3,600 円、最低組合費については 2,300 円、平均組合費を 3,000 円とする。尚、J R 東日本における短日数勤務など基本給が減額となる場合には、支給基本給額（80%）×18/1,000 で組合費を算出し、最高限度額 3,600 円、最低組合費 2,300 円、平均組合費 3,000 円とする。また、J R 西日本シニア社員のハーフ日数・ハーフタイムにおける組合費について、支給基本給額×18/1,000 で組合費を算出し、最高限度額 3,600 円、最低組合費 2,300 円、平均組合費 3,000 円とする。いずれも現行通りの取り扱いとし、徴収のあり方を含めて引き続き検討を行う。

(4) 地方本部交付金の取り扱いについて

地方本部交付金については、現行通り J R 現職者は 1,700 円、ハーフタイム・臨時雇用員は 500 円、それ以外については 1,500 円とし、エリア本部が交付する。尚、スト基金及び組織拡大行動資金の本部納入方法についても現行通りの取り扱いとする。

(5) 組合員の減少に伴う組合費収入と交付金のあり方について、早急に結論が求められることから引き続き具体的措置を検討する。

7. 犠牲者救済資金および業務上過失事故救援資金の徴収について

現行通りとし、徴収については引き続き検討することとする。

8. スト基金の徴収と運用について

スト基金の徴収のあり方について見直しをはかるとともに、2024 年度以降の運用について引き続き検討を行う。

9. 財政確立については、財政専門委員会を設置し、取り組みを進める。とりわけ組合員の大量退職に伴う組合費収入の急激な減少が避けられないなかで、引き続き組合費の見直しや交付金の配分、専従定数のあり方など財政全般についての抜本的な検討を行う。

Ⅲ. 引き続き検討する事項

- ① 専従配置ならびに賃金等について
- ② 書記定数および労働条件について
- ③ 組合員の範囲および権利・義務について
- ④ 組合費について
- ⑤ 財政全般について
- ⑥ 規約の一部改正について
- ⑦ その他

以 上